

希望降任制度運用規程

第1条（目的）

この規程は、社員本人のライフスタイルやキャリアプランを尊重し、個人の能力と意欲に応じた役職任用を行うことにより、社員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的とする。

第2条（降任の対象となる社員）

降任の対象となる社員は、降任希望申出日において、係長級以上の正社員とする。

第3条（降任する役職段階）

本制度において降任の対象となる役職段階については別表に定めるところによる。

第4条（降任の申出）

社員がその職責を果たすことが困難であると判断し、自ら降任を希望する場合、その旨を申し出ることができる。

2. 降任を希望する社員は、降任申出書により、所属上長を通じて総務部長へ申し出るものとする。
3. 総務部長は、降任希望の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした社員に対して、関係書類の提出を求めることができる。

第5条（降任の決定）

降任の可否および降任する役職段階、時期については、原則として本人の希望を尊重し、社長が決定する。

第6条（賃金の取扱い）

第5条の規定により降任を決定した社員の賃金は、賃金規程の定めるところによりこれを決定する。

付 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表

現在の役職	降任する役職段階
部長級	次長、課長、係長、主任、一般社員
次長級	課長、係長、主任、一般社員
課長級	係長、主任、一般社員
係長級	主任、一般社員